

令和 8 年 第 1 回 (1 月)

粕屋町議会臨時会会議録

令和 8 年 1 月 21 日 開会

令和 8 年 1 月 21 日 閉会

粕屋町議会

令和8年第1回（1月）粕屋町議会臨時会会議録（目次）

第1号 1月21日（水）

・開 会	6
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定	6
・議長の常任委員の辞任	6
・議案等の上程（議案第1号～第9号）	7
・議案等に対する質疑	10
・議案等の委員会付託	10
・委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	10
【総務建設常任委員会付託】	
議案第1号 粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	10
議案第2号 粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	10
議案第4号 粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	10
【議会運営委員会付託】	
議案第3号 粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	13
【予算決算常任委員会付託】	
議案第5号 令和7年度 粕屋町一般会計補正予算について	14
議案第6号 令和7年度 粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について	14
議案第7号 令和7年度 粕屋町介護保険特別会計補正予算について	14
議案第8号 令和7年度 粕屋町水道事業会計補正予算について	14
議案第9号 令和7年度 粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について	14
・閉 会	20

令和8年第1回（1月）

粕屋町議会臨時会

令和8年1月21日（水）

令和8年第1回（1月）粕屋町議会臨時会会議録（第1号）

令和8年1月21日（水）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 議長の常任委員の辞任
- 第4. 議案等の上程
- 第5. 議案等に対する質疑
- 第6. 議案等の委員会付託
- 第7. 委員長報告
- 第8. 委員長報告に対する質疑
- 第9. 討論
- 第10. 採決

2. 出席議員（16名）

1番 堀本高良	9番 川口晃
2番 牟田口直輝	10番 田川正治
3番 川崎尚子	11番 小池弘基
4番 古家昌和	12番 本田芳枝
5番 田代勘	13番 宮崎広子
6番 杉野公彦	14番 山脇秀隆
7番 案浦兼敏	15番 安藤和寿
8番 福永善之	16番 末若憲治

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した議会局職員（2名）

議会局長 臼井賢太郎

議会局主幹 松永泰治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名 (18名)

町 長	箱 田 彰	副 町 長	池 見 雅 彦
教 育 長	恵 良 章 治	総 務 部 長	新 宅 信 久
住 民 福 祉 部 長	古 賀 みづほ	都 市 政 策 部 長	田 代 久 嗣
教 育 部 長	堺 哲 弘	総 務 課 長	豊 福 健 司
地 域 共 創 課 長	青 木 裕 次	財 政 課 長	吉 田 勉
住 民 課 長	大 内 田 亜 紀	子 ども 未 来 課 長	渡 辺 剛
高 齢 者 支 援 課 長	筒 井 薫	都 市 計 画 課 長	井 手 正 治
産 業 振 興 課 長	稻 永 剛	道 路 環 境 整 備 課 長	吉 村 健 二
上 下 水 道 課 長	黒 田 道 明	社 会 教 育 課 長	石 川 弘 一

(開会 午前9時30分)

○議長 末若憲治君

皆様、改めましておはようございます。

新年最初となる粕屋町議会臨時会の開催となります。国政において、衆議院の解散が取り沙汰されるなど、政治を取り巻く環境が大きく動く中にありますが、私たち地方議会は、住民に最も身近な議会として、引き続き町民の声に真摯に向き合ってまいらねばなりません。本年もその責任を改めて胸に刻み、本臨時会に付議されております案件につきまして、慎重かつ建設的な御審議をお願い申し上げます。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、令和8年第1回粕屋町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(開議 午前9時31分)

○議長 末若憲治君

日程第1.「会議録署名議員の指名」をいたします。

今臨時会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において、10番・田川正治議員及び12番・本田芳枝議員を指名いたします。

○議長 末若憲治君

日程第2.「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

○議長 末若憲治君

日程第3.「議長の常任委員の辞任」については、地方自治法第117条の規定によって、議長は除斥となりますので、副議長に議長の職務を行っていただきます。

それでは、副議長と交代をいたします。

(議長 末若憲治君 退場)

○議会局長 臼井賢太郎君

安藤副議長、議長席にお着き願います。

(副議長 安藤和寿君 議長席に着席)

○15番 安藤和寿君

それでは、日程第3.「議長の常任委員の辞任」を議題といたします。

議長から、「その職責上の理由によって、予算決算常任委員会委員を辞任したい。」との申出がっております。

お諮りします。

末若議長の予算決算常任委員辞任は、申出のとおり辞任を同意することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○15番 安藤和寿君

異議なしと認めます。

したがって、議長の予算決算常任委員の辞任を同意することに決定いたしました。

○15番 安藤和寿君

それでは、除斥しておりました議長の入場を認めます。

議長は入場されて、議長席にお着きください。

議長と交代いたします。

(副議長 安藤和寿君 議長席を離席し、自席に着席)

(議長 末若憲治君 入場し、議長席に着席)

○議長 末若憲治君

日程第4.「議案等の上程」を行います。

本臨時会に町から提出された議案は、9件であります。

提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

○町長 箱田 彰君

おはようございます。

本日、令和8年第1回粕屋町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、新年の当初で御多忙の中、全員の御出席を賜り、感謝を申し上げます。本年は、干支でいう午年。令和8年の幕開けでございますが、天馬空に行くように、自在の発想で、粕屋町の発展のため、職員一丸となって尽力してまいりたいと思います。

さて、来たる2026年度、令和8年度ですが、粕屋町が誕生して、ちょうど70年の節目に当たります。これを町民皆様とお祝いし、これからの当町のますますの進展を期するため、70周年行事を、この1年の間、各種イベントなどを周年記念として企画したいと思っております。詳細につきましては、令和8年度予算の中に盛り込み、議

員各位に御理解を賜りたいと存じますが、特に町制施行70周年の記念式典を、粕屋町文化祭と共催し、10月31日土曜日にサンレイクかすやにて開催する予定としております。どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、「議案の上程」並びに提案理由の説明を申し上げます。

本日の臨時会に町から提案いたします議案は、条例の改正が4件。令和7年度補正予算が5件。以上9件でございます。

順に、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正法案が、国会におきまして、令和7年12月16日に可決成立しましたので、国家公務員の給与改定に準じまして、一般職の職員給与を改定するものでございます。今回の主な改正といたしましては、第1に、官民給与の較差3.62%を解消するため、初任給及び若年層に特に重点を置き、給料月額を平均3.3%引上げるものでございます。第2に、賞与について、民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を年間4.6月分から4.65月分へ0.05月分の引上げ改定を行うものでございます。

次に、議案第2号は、「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第3号は、「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

議案第2号と第3号は、いずれも人事院勧告に基づき、国の特別職国家公務員の給与改定に準じまして、期末手当の支給月数を年間3.45月分から3.5月分へ、0.05月分の引上げ改定を行うものでございます。

次に、議案第4号は、「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

議案第1号で提案いたしました一般職の職員の給与改定に準じて、賞与の支給月数を年間4.6月分から4.65月分へ、0.05月分の引上げ改定を行うものでございます。

次に、議案第5号は、「令和7年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回の補正予算は、国の補正予算の成立による物価高騰対応地方創生臨時交付金を活用した事業をはじめ、児童手当受給者に児童1人当たり2万円の子育て応援手当を支給する事業など、物価高対策に関するものでございます。また、人事院勧告に基づく給与改定に係る人件費などを計上しております。今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億900万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を236億1,379万8,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、国庫支

出金を5億1,704万4,000円、寄附金を1,000万円増額するものです。また、財源不足を補うため、財政調整基金から8,122万9,000円の繰入れを計上しております。一方、歳出の主なものといたしましては、物価高対応子育て応援手当支給事業費を2億425万1,000円、物価高騰対策支援事業、これは生活者・事業者支援でございますが、その費用を3億2,983万4,000円を増額するものでございます。

次に、議案第6号は、「令和7年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。

今回の補正予算は、給与改定に伴う人件費として、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ129万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億5,797万9,000円とするものでございます。歳入といたしましては、繰入金を129万2,000円増額し、歳出といたしましては、総務費を129万2,000円、保健事業費を29万1,000円増額し、予備費を29万1,000円減額するものでございます。

次に、議案第7号は、「令和7年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。

今回の補正予算は、給与改定に伴う人件費の増額でございます。まず、保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ161万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億5,861万7,000円とするものでございます。歳入といたしましては、国庫支出金を49万7,000円、支払基金交付金を5,000円、県支出金を24万8,000円、繰入金を86万2,000円増額するものでございます。一方、歳出といたしましては、総務費を31万3,000円、地域支援事業費を129万9,000円増額するものでございます。

次に、介護サービス勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,982万7,000円とするものでございます。歳入といたしましては、サービス収入を30万3,000円増額し、歳出といたしましては、総務費を30万3,000円増額するものでございます。

次の議案第8号は、「令和7年度粕屋町水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容といたしましては、給与改定に伴う人件費の増額でございます。収益的支出につきまして、営業費用90万円増額し、10億1,434万8,000円とするものでございます。

最後に、議案第9号は、「令和7年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容としましては、給与改定に伴う人件費の増額でございます。収益的支出につきまして、営業費用を114万円増額し、13億2,507万3,000円とするものでござい

す。

以上で、提案理由の説明を終わります。

何とぞ、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

○議長 末若憲治君

日程第5.「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いします。

質疑はありませんか。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、質疑を終結いたします。

○議長 末若憲治君

日程第6.「議案等の委員会付託」についてお諮りいたします。

本日上程されました1号議案から9号議案につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託することに決定いたしました。

ただ今から、委員会審査のため、本会議を暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時45分)

(再開 午後1時45分)

○議長 末若憲治君

再開いたします。

議案第1号「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第2号「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第3号に先立ち、議案第4号「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、以上、総務建設常任委員会関連3議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

田代総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 田代 勘君 登壇)

○5番 田代 勘君

議案第1号「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第2号「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第4号「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査と結果について、一括して報告をいたします。

議案第1号「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正法案が、国会におきまして、令和7年12月16日に可決成立したもので、国家公務員の給与改定に準じまして、一般職の職員給与を改定するものでございます。今回の主な改正といたしましては、第1に、官民給与の較差3.62%を解消するため、初任給及び若年層に特に重点を置き、給与月額を平均3.3%引き上げるものでございます。第2に、賞与について、民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を年間4.6月分から4.65月分への0.05月分の引上げ改定を行うものでございます。

委員会での質疑では、令和7年4月1日に遡って適用される給与改定の差額は、いっつどのように支払われるかの質疑に対し、対象は、令和7年4月から令和8年1月までの給与差額及び令和7年12月支給の期末・勤勉手当の差額。支給時期は、議案と予算が可決され次第、速やかに手続を進め、令和8年1月末に一括で支給する予定との回答がありました。

総務建設常任委員会でも慎重に審査いたしました結果、全員賛成で可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

続きまして、議案第2号「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

人事院勧告に基づき、国の特別職国家公務員の給与改定に準じまして、期末手当の支給月数を年間3.45月分から3.5月分へ、0.05月分の引上げ改定を行うものでございます。

総務建設常任委員会でも慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

最後でございます。

議案第4号「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

議案第1号で提案がありました一般職の給与改定に準じて、賞与の支給月数を年間4.6月分から4.65月分へ、0.05月分の引上げ改定を行うものでございます。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

以上でございます。

(総務建設常任委員会委員長 田代 勘君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いします。

質疑はありませんか。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第1号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

○議長 末若憲治君

次に、議案第2号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

○議長 末若憲治君

次に、議案第4号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

○議長 末若憲治君

議案第3号「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

杉野議会運営委員会委員長。

(議会運営委員会委員長 杉野公彦君 登壇)

○6番 杉野公彦君

議案第3号「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました議会運営委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

議案第3号「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」は、人事院勧告に基づき、国の特別職国家公務員の給与改定に準じ、期末手当の支給月数を年間3.45月分から3.5月分へ、0.05月分の引上げ改定を行うものでございます。

議会運営委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

以上です。

(議会運営委員会委員長 杉野公彦君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、議案第3号の討論に入ります。
まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより、議案第3号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

○議長 末若憲治君

議案第5号「令和7年度粕屋町一般会計補正予算について」、議案第6号「令和7年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第7号「令和7年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、議案第8号「令和7年度粕屋町水道事業会計補正予算について」、議案第9号「令和7年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算

について」、以上、補正予算関連 5 議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤予算決算常任委員会委員長。

(予算決算常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

○15番 安藤和寿君

議案第 5 号「令和 7 年度粕屋町一般会計補正予算について」、付託を受けました予算決算常任委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

なお、審査の経過につきましては、議長を除く議員全員によります審査でございますので、要点のみ報告いたします。

今回の補正予算は、国の補正予算の成立による物価高騰対応地方創生臨時交付金を活用した事業をはじめ、児童手当受給者に児童 1 人当たり 2 万円の子育て応援手当を支給する事業など、物価高騰対策に関するものです。また、人事院勧告に基づく給与改定に関わる人件費などが計上されております。今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6 億 900 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 236 億 1,379 万 8,000 円とするものです。歳入の主なものといたしましては、国庫支出金を 5 億 1,704 万 4,000 円、寄附金を 1,000 万円増額するものです。また、財源不足を補うため、財政調整基金から 8,122 万 9,000 円の繰入れを計上しております。一方、歳出の主なものといたしましては、物価高対応子育て応援手当支給事業費を 2 億 425 万 1,000 円、物価高騰対策支援事業（生活者・事業者支援）費を 3 億 2,983 万 4,000 円増額するものです。

主な意見といたしましては、物価高騰対策支援事業の全町民に一律 6,000 円を給付する手立てにおいて、給付のスピードを上げるなど、多くの意見があり、給付される商品券の運用において、執行部より、活用において、町民の方が分からないことにおいては、コールセンターを活用できる点などの説明がありました。

予算決算常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第 6 号「令和 7 年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、付託を受けました予算決算常任委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

本議案は、給与改定に伴う人件費の増額を内容とするもので、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 129 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 36 億 5,797 万 9,000 円とするものです。歳入といたしましては、繰入金を 129 万 2,000 円増額し、歳出といたしましては、総務費を 129 万 2,000 円、保健事業費を 29 万 1,000 円増額し、予備費を 29 万 1,000 円減額するものです。

予算決算常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

続きまして、議案第7号「令和7年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、付託を受けました予算決算常任委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

なお、審査の経過については、議長を除く議員全員によります審査でございますので、要点のみ報告いたします。

本議案は、給与改定に伴う人件費の増額を内容とするもので、まず、保険事業勘定の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ161万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億5,861万7,000円とするものです。歳入においては、国庫支出金を49万7,000円、支払基金交付金を5,000円、県支出金を24万8,000円、繰入金を86万2,000円それぞれ増額するものです。一方、歳出におきましては、総務費を31万3,000円、地域支援事業費を129万9,000円、それぞれ増額するものです。

次に、介護サービス勘定の補正につきましては、既定の歳入歳出の総額に、それぞれ30万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,982万7,000円とするものです。歳入におきましては、サービス収入を30万3,000円増額し、歳出におきましては、総務費を30万3,000円増額するものです。

予算決算常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

最後に、議案第8号「令和7年度粕屋町水道事業会計補正予算について」、補正の内容としましては、人事院勧告に基づく給与改定に伴い、人件費を増額するものです。

収益的支出につきまして、営業費用を90万円増額し、10億1,434万8,000円とするものです。

予算決算常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

失礼いたしました。最後に、議案第9号について御報告いたします。

「令和7年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」、補正の内容としまして、人事院勧告に基づく給与改定に伴い、人件費を増額するものです。収益的支出につきまして、営業費用を114万円増額し、13億2,507万3,000円とするものです。

予算決算常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

以上でございます。

(予算決算常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

○議長 末若憲治君

本案につきましては、委員長の報告のとおり、議長を除く議員全員により審査を行っています。

よって、質疑を省略し、これより議案第5号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第5号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第6号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第7号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第8号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第9号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に一任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

○議長 末若憲治君

町長から発言の申出がっておりますので、これを認めます。

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

令和8年第1回臨時議会の閉会に当たりまして、自席からではございますが、一言御挨拶を申し上げます。

本日提案いたしました、給与改定に係る人件費や物価高騰対応地方創生臨時交付金を活用した事業をはじめ、子育て応援手当を支給する事案など、そしてまた補正予算など、全ての議案に全会一致で御賛同いただき、議決をいただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。今回の補正予算に計上し、議決をいただきました物価高騰対応地方創生臨時交付金、地方創生交付金の活用事業につきましては、事業の進捗を、スピード感を持って速やかに図ってまいります。今回の補正予算に計上

したもの以外で、国が示す推奨メニューに沿った物価高騰対策事業を新年度以降も展開をしてまいりたいと思います。特に、今回の衆議院解散による総選挙の、国の新年度予算の動向によって、小学校給食費の負担軽減、いわゆる無償化が実施されれば、小学校と併せて、中学校の給食費についても、この交付金を活用して無償化を実施することを検討し、実施につきましては、議会に諮り、御理解を賜りたいと思っております。

新年の幕開けとともに、これから厳しい寒さが続くようです。どうか体調管理には十分御留意いただきますようお願い申し上げます、閉会に当たっての私のお礼の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長 末若憲治君

これをもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和8年第1回粕屋町議会臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

よって、令和8年第1回粕屋町議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午後2時14分)

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 末 若 憲 治

署名議員 田 川 正 治

署名議員 本 田 芳 枝